

# 持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築委員会 設置要綱

平成 22 年 4 月 22 日  
日本学術会議第 95 回幹事会決定

改正 平成 22 年 5 月 27 日日本学術会議第 96 回幹事会決定

改正 平成 22 年 10 月 21 日日本学術会議第 109 回幹事会決定

## (設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (職務)

第 2 委員会は、個人の長寿化と社会の高齢化に応じた新たな価値観の創造と社会システムの抜本的見直しについて調査審議する。

## (組織)

第 3 委員会は、25 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## (設置期限)

第 4 委員会は、平成 23 年 4 月 30 日まで置かれるものとする。

## (分科会)

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	設置期限
持続可能な長寿社会に資する学術のロードマップ分科会	持続可能な長寿社会に資する学術のロードマップの策定に関する事	21 名以内の会員、連携会員	平成 23 年 4 月 30 日
ジェロントロジー研究体制分科会	学際的なジェロントロジーの研究体制・研究助成のあり方に関する事	10 名以内の会員、連携会員	平成 23 年 4 月 30 日
ジェロントロジー教育分科会	ジェロントロジーの教育、研究者育成のあり方に関する事	10 名以内の会員、連携会員	平成 23 年 4 月 30 日

( 庶務 )

第 6 委員会の庶務は、事務局参事官 ( 審議第二担当 ) において処理する。

( 雑則 )

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 2 年 5 月 2 7 日日本学術会議第 9 6 回幹事会決定 )

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 2 年 1 0 月 2 1 日日本学術会議第 1 0 9 回幹事会決定 )

この決定は、決定の日から施行する。